

中華人民共和国電子商取引法

(2018年8月31日第13期全国人民代表大会常務委員会第5回會議で採択)

目 次

第一章 総 則

第二章 電子商取引経営者

第一節 一般規定

第二節 電子商取引プラットフォーム経営者

第三章 電子商取引契約の締結と履行

第四章 電子商取引の紛争解決

第五章 電子商取引の促進

第六章 法的責任

第七章 附 則

第一章 総 則

第一条 電子商取引の各主体の合法的權益を保障し、電子商取引行為を規範化し、市場秩序を守り、電子商取引の持続的かつ健全な發展を促進するために、本法を制定する。

第二条 中華人民共和国国内における電子商取引活動は、本法を適用する。

本法にいう電子商取引とは、インターネット等の情報ネットワークを通じて商品販売やサービス提供を行う經營活動を指す。

法律、行政法規で商品販売又はサービス提供について規定している場合は、その規定を適用する。金融類製品とサービス、情報ネットワークを利用してニュース情報、音声・映像番組、出版及び文化製品等のコンテンツを提供するサービスは、本法を適用しない。

第三条 国は電子商取引の新業態の發展、ビジネスモデルの革新を奨励し、電子商取引技術の研究開発と応用普及を促進し、電子商取引信用体系の構築を推進し、電子商取引の革新的發展に有益な市場環境を醸成し、電子商取引、高品質發展の推進、人民の日増しに増大する素晴らしい生活への需要の満足、開放型經濟の構築等における電子商取引の重要な役割を十分に發揮する。

第四条 国はオンラインとオフラインのビジネス活動を平等に扱い、オンラインとオフラインの融合發展を促進する。各級人民政府及び關係部門は、差別的な政策措置を講じてはならず、行政權力を濫用して市場競争を排除、制限してはならない。

第五条 電子商取引経営者は経営活動に従事するにあたって、自由意志、平等、公平、信義誠実の原則に従い、法律や商業道徳を遵守し、公平に市場競争に参加し、消費者権益保護、環境保護、知的財産権保護、ネットワーク安全・個人情報保護等の義務を履行し、製品とサービスの品質責任を負い、政府と社会からの監督を受けなければならない。

第六条 国務院関係部門は、職責分担に従い電子商取引の発展促進、監督管理等を担当する。県級以上の地方各級人民政府は、本行政地域の実際の状況に応じて、本行政地域内の電子商取引の部門職責の分担を決定することができる。

第七条 国は電子商取引の特徴に合致した協同管理体系を構築し、関係部門、電子商取引業界団体、電子商取引経営者、消費者等が共同で参与する電子商取引市場管理体系の形成を推進する。

第八条 電子商取引業界団体は、本団体の定款に従い業界自律を展開し、業界の規範を確立かつ健全化し、信義誠実な業界の構築を推進し、本業界の経営者が公平に市場競争に参加するよう監督、指導する。

第二章 電子商取引経営者

第一節 一般規定

第九条 本法にいう電子商取引経営者とは、インターネット等の情報ネットワークを通じて、商品販売又はサービス提供等の経営活動に従事する自然人、法人及び非法人組織を指し、電子商取引プラットフォーム経営者、プラットフォーム内経営者及び自社サイト、その他のネットワークサービスを通じて商品販売やサービス提供を行う電子商取引経営者を含む。

本法にいう電子商取引プラットフォーム経営者とは、電子商取引において取引双方又は複数の当事者にネットワーク上の経営場所、取引仲立ち、情報発布等のサービスを提供し、取引双方又は複数の当事者による独立の取引活動の展開に供する法人又は非法人組織を指す。

本法にいうプラットフォーム内経営者とは、電子商取引プラットフォームを通じて、商品販売やサービス提供を行う電子商取引経営者を指す。

第十条 電子商取引経営者は法に従い市場主体登記を行わなければならない。但し、個人が自家の農業副製品、家内制手工業を販売する場合、個人が自分の技能を利用して法に従い許可を必要としない大衆に便利な労務活動や零細で小額な取引活動に従事する場合、及び法律、行政法規に従い登記を必要としない場合を除く。

第十一条 電子商取引経営者は法に従い納税義務を履行し、法に従い税収優遇を享受しなければならない。

前条規定に従い市場主体登記を行う必要がない電子商取引経営者は、初回の納税義務が発生した後、税収の徴収・管理関連の法律、行政法規の規定に従い、税務登記を申請し、かつ事実上即して納税申告を行わなければならない。

第十二条 電子商取引経営者は経営活動に従事するにあたって、法に従い関連の行政許可の取得が必要とされる場合、法に従い行政許可を取得しなければならない。

第十三条 電子商取引経営者が販売する商品又は提供するサービスは、人身、財産安全保障の要求及び環境保護の要求に適合しなければならない。法律、行政法規で取引が禁止されている商品又はサービスを販売又は提供してはならない。

第十四条 電子商取引経営者は商品販売又はサービス提供にあたって、法に従い紙ベースの発票又は電子発票等の購入証明書又はサービス伝票を発行しなければならない。電子発票と紙ベースの発票は同等の法的効力を有する。

第十五条 電子商取引経営者はそのホームページの目立つ位置に、営業許可証情報、その経営業務に関連する行政許可情報、本法第十条に規定する市場主体登記を必要としない状況に該当する等の情報、又は上記情報のリンク標識を継続的に公示しなければならない。

前項に規定した情報に変更が生じた場合、電子商取引経営者は公示情報を直ちに更新しなければならない。

第十六条 電子商取引経営者は自ら電子商取引を止める場合、30日前からホームページの目立つ位置に関連情報を継続的に公示しなければならない。

第十七条 電子商取引経営者は、商品又はサービス情報を全面的、切実、確実、適時に開示し、消費者の知る権利と選択権を保障しなければならない。電子商取引経営者は取引の虚構、ユーザー評価の捏造等の方式によって虚偽又は誤解を招く商業宣伝をして、消費者を欺瞞し、誤解させてはならない。

第十八条 電子商取引経営者は消費者の趣味や嗜好、消費習慣等の特徴によって消費者に商品又はサービスの検索結果を提供する場合、当該消費者にその個人の特徴に応じていない選択を同時に提供し、消費者の合法的權益を尊重し、平等的に保護しなければならない。

電子商取引経営者は消費者に広告を配信する場合、「中華人民共和国広告法」の関連規定を遵守しなければならない。

第十九条 電子商取引経営者は商品又はサービスを抱き合わせ販売するにあたって、目立つ方式で消費者に注意しなければならない。商品又はサービスの抱き合わせ販売をデフォルト選択としてはならない。

第二十条 電子商取引経営者は承諾し又は消費者と取り決めた方式、期限に従い消費者に商品又はサービスを交付し、商品輸送におけるリスクと責任を負わなければならない。但し、消費者が宅配物流サービスプロバイダを別途選択した場合を除く。

第二十一条 電子商取引経営者は取り決めに従い消費者から保証金を取る場合、保証金返還の方式、手続きを明示しなければならない。保証金返還について不合理な条件を設定してはならない。消費者が保証金返還を申請し、保証金返還の条件を満たす場合、電子商取引経営者は直ちに返還しなければならない。

第二十二条 電子商取引経営者はその技術上の優位性、ユーザー数、関連業界に対するコントロール能力及び他の経営者の当該電子商取引経営者に対する取引上の依存度等の要素で、市場支配的地位を有する場合、市場支配的地位を濫用して、競争を排除、制限してはならない。

第二十三条 電子商取引経営者はそのユーザーの個人情報を収集、使用するにあたって、法律、行政法規の個人情報保護に関する規定を遵守しなければならない。

第二十四条 電子商取引経営者はユーザー情報の閲覧、訂正、削除及びユーザー登録抹消の方式、手続きを明示しなければならない。ユーザー情報の閲覧、訂正、削除及びユーザー登録抹消について不合理な条件を設定してはならない。

電子商取引経営者はユーザー情報の閲覧又は訂正、削除申請を受け取った場合、本人確認をした後に直ちにユーザー情報の閲覧の提供又は訂正、削除を行わなければならない。ユーザーが登録抹消を行った場合、電子商取引経営者は直ちに当該ユーザーの情報を削除しなければならない。法律、行政法規の規定又は双方の取り決めに従い保存する場合は、その規定に従う。

第二十五条 関係主管部門が法律、行政法規の規定に従い、電子商取引経営者に対し関連の電子商取引データ情報の提供を要求した場合、電子商取引経営者はこれを提供しなければならない。関係主管部門は必要な措置を講じて電子商取引経営者が提供したデータ情報の安全を保護し、その中の個人情報、プライバシー及び営業秘密について厳格に秘密を保持しなければならない。これを漏洩、売却又は不法に他人に提供してはならない。

第二十六条 電子商取引経営者はクロスボーダー電子商取引に従事する場合、輸出入監督管理の法律、行政法規及び国の関連規定を遵守しなければならない。

第二節 電子商取引プラットフォーム経営者

第二十七条 電子商取引プラットフォーム経営者はプラットフォームでの商品販売やサービス提供を申請する経営者に対し、その身分、住所、連絡先、行政許可等の真実な情報を提出するよう要求し、審査の上登記し、登記文書を作成し、定期的に審査、更新しなければならない。

電子商取引プラットフォーム経営者はプラットフォームでの商品販売やサービス提供を行う非経営者ユーザーにサービスを提供するにあたって、本節の関連規定を遵守しなければならない。

第二十八条 電子商取引プラットフォーム経営者は規定に従い市場監督管理部門にプラットフォーム内経営者の身分情報を送付し、市場主体登記をしていない経営者に対し法に従い登記するよう注意し、かつ市場監督管理部門に協力し、電子商取引の特徴に応じて、市場主体登記を行うべき経営者の登記に利便性を提供しなければならない。

電子商取引プラットフォーム経営者は税収徴収管理の法律、行政法規の規定に従い、税務部門にプラットフォーム内経営者の身分情報と納税に関する情報を送付し、かつ本法第十条の規定により市場主体登記を必要としない電子商取引経営者に対し本法第十一条第二項の規定に従い税務登記を行うよう注意しなければならない。

第二十九条 電子商取引プラットフォーム経営者はプラットフォーム内の商品又はサービス情報に本法第十二条、第十三条の規定に違反する状況が存在すると発見した場合、法に従い必要な処置措置を講じ、関係主管部門に報告しなければならない。

第三十条 電子商取引プラットフォーム経営者は技術的措置及びその他の必要な措置を講じてそのネットワークの安全、安定的な稼働を保証し、ネットワーク上の違法・犯罪活動を予防し、効果的にネットワークセキュリティ事件に対処し、電子商取引の取引安全を保障しなければならない。

電子商取引プラットフォーム経営者はネットワークセキュリティ事件緊急対策を制定しなければならない。ネットワークセキュリティ事件が発生した場合、直ちに緊急対策を実施し、相応の救済措置を講じ、かつ関係主管部門に報告しなければならない。

第三十一条 電子商取引プラットフォーム経営者はプラットフォームに掲載された商品及びサービスの情報、取引情報を記録、保存し、情報の完全性、機密性、可用性を確保しなければならない。商品及びサービスの情報、取引情報の保存期間は、取引完了日から3年以上とする。法律、行政法規に別途定めがある場合は、その規定に従う。

第三十二条 電子商取引プラットフォーム経営者は公開、公平、公正の原則に従い、プラットフォームサービス合意書と取引ルールを制定し、プラットフォームでの出店と閉店、商品とサービスの品質保障、消費者権益保護、個人情報保護等における権利と義務を明確にしなければならない。

第三十三条 電子商取引プラットフォーム経営者はそのホームページの目立つ位置に、プラットフォームサービス合意書及び取引ルール情報又は上記情報のリンク標識を継続的に公示し、かつ経営者と消費者が容易、完全に関覧、ダウンロードできることを保証しなければならない。

第三十四条 電子商取引プラットフォーム経営者はプラットフォームサービス合意書と取引ルールを改正するにあたって、そのホームページの目立つ位置で公開的に意見を募集し、合理的な措置を講じ、関連する各方が意見を適時かつ十分に表明できることを確保しなければならない。改正内容は少なくとも実施の7日前に公示しなければならない。

プラットフォーム内経営者が改正内容を受け入れず、プラットフォームからの退出を要求した場合、電子商取引プラットフォーム経営者はそれを阻止してはならず、かつ改正前のサービス合意書と取引ルールに従って関連責任を負わなければならない。

第三十五条 電子商取引プラットフォーム経営者はサービス合意書、取引ルール及び技術等の手段を利用し、プラットフォーム内経営者のプラットフォームでの取引、取引価格及び他の経営者との取引等について不合理に制限し又は不合理な条件を付加し、又はプラットフォーム内経営者に対し不合理な費用を取ってならない。

第三十六条 電子商取引プラットフォーム経営者はプラットフォームサービス合意書と取引ルールに基づき、プラットフォーム内経営者の法律、法規違反行為に対し、警告、サービスの一時中止又は終了等の措置を講じる場合、直ちにに公示しなければならない。

第三十七条 電子商取引プラットフォーム経営者はそのプラットフォームで直販売を展開する場合、目立つ方式によって直販売とプラットフォーム内経営者が展開する業務を区分、表示しなければならない。消費者を誤認させてはならない。

電子商取引プラットフォーム経営者は、直販売と表示した業務に対し、商品販売者又はサービスプロバイダとしての民事責任を負う。

第三十八条 電子商取引プラットフォーム経営者はプラットフォーム内経営者が販売する商品又は提供するサービスが人身、財産安全保障の要求に適合しないか、又はその他の消費者の合法的権益の侵害行為があることを知ったか又は知るべきであったが、必要な措置を講じていなかった場合、法に従い当該プラットフォーム内経営者と連帯責任を負う。

消費者の生命健康に関わる商品又はサービスについて、電子商取引プラットフォーム経営者はプラットフォーム内経営者の資格に対し審査義務、又は消費者に対し安全保障義務を果たしておらず、消費者に損害を与えた場合、法に従い対応する責任を負う。

第三十九条 電子商取引プラットフォーム経営者は信用評価制度を構築、健全化し、信用評価ルールを公示し、消費者にプラットフォームで販売する商品又は提供するサービスの評価ルートを提供しなければならない。

電子商取引プラットフォーム経営者は消費者のそのプラットフォームで販売する商品又は提供するサービスに対する評価を削除してはならない。

第四十条 電子商取引プラットフォーム経営者は商品又はサービスの価格、販売数、信用等に基づき、様々な方式で消費者に商品又はサービスの検索結果を表示しなければならない。検索連動型広告の商品又はサービスについて、目立つように「広告」と明記しなければならない。

第四十一条 電子商取引プラットフォーム経営者は知的財産権保護ルールを構築し、知的財産権利者との協力を強化し、法に従い知的財産権を保護しなければならない。

第四十二条 知的財産権利者はその知的財産権が侵害されたと判断した場合、電子商取引プラットフォーム経営者にリンク削除、遮蔽、切断、取引やサービス終了等の必要な措置を講じるよう通知する権利がある。通知には、権利侵害に該当する初歩的な証拠を含まなければならない。

電子商取引プラットフォーム経営者は通知を受け取った後、直ちにに必要な措置を講じ、当該通知をプラットフォーム内経営者に転送しなければならない。直ちにに必要な措置を講じていなかった場合、拡大された損害に対しプラットフォーム内経営者と連帯責任を負う。

通知ミスによってプラットフォーム内経営者に損害を与えた場合は、法に従い民事責任を負う。悪意で間違った通知を送ることによって、プラットフォーム内経営者に損失を与えた場合は、2倍の賠償責任を負う。

第四十三条 プラットフォーム内経営者は転送された通知を受け取った後、電子商取引プラットフォーム経営者に侵害行為が存在しない声明を提出することができる。声明には、侵害行為が存在しない初歩的な証拠を含まなければならない。

電子商取引プラットフォーム経営者は声明を受け取った後、当該声明を、通知を出す知的財産権利者に転送し、かつ関係主管部門に苦情を申し立て又は人民法院に起訴することができることを告知しなければならない。電子商取引プラットフォーム経営者は転送された声明が知的財産権利者に送達された後の15日以内に、権利者が既に苦情を申し立て又

は起訴した通知を受け取っていない場合、講じた措置を適時直ちに解除しなければならない。

第四十四条 電子商取引プラットフォーム経営者は受け取った本法第四十二条、第四十三条に規定する通知、声明及び処理結果を適時に公示しなければならない。

第四十五条 電子商取引プラットフォーム経営者はプラットフォーム内経営者が知的財産権を侵害していることを知ったか又は知るべきであった場合、リンク削除、遮蔽、切断、取引やサービス終了等の必要な措置を講じなければならない。必要な措置を講じていなかった場合は、侵害者と連帯責任を負う。

第四十六条 本法第九条第二項に規定するサービスの他に、電子商取引プラットフォーム経営者はプラットフォームサービス合意書と取引ルールに従い、経営者同士の電子商取引に倉庫、物流、支払決済、交付・納入等のサービスを提供することができる。電子商取引プラットフォーム経営者は経営者同士の電子商取引にサービスを提供するにあたって、法律、行政法規及び国の関連規定を遵守しなければならない。集中競売、値付業者等の集中取引方式によって取引をしてはならず、標準化契約取引をしてはならない。

第三章 電子商取引契約の締結と履行

第四十七条 電子商取引当事者による契約書の締結と履行は、本章と「中華人民共和国民法総則」「中華人民共和国契約法」「中華人民共和国電子署名法」等の法律の規定を適用する。

第四十八条 電子商取引当事者が自動情報システムを使用して契約を締結又は履行する行為は、当該システムを使用する当事者に対し法的効力を有する。

電子商取引において当事者が相応の民事行為能力を有すると推定する。但し、それを覆すに足る反対証拠がある場合を除く。

第四十九条 電子商取引経営者が掲載した商品又はサービス情報がオファー条件に適合し、ユーザーが当該商品又はサービスを選択し注文に成功した場合、契約は成立する。当事者に別途取り決めがある場合は、その取り決めに従う。

電子商取引経営者は約款等の方式によって消費者が価額を支払った後の契約の不成立を取り決めてはならない。約款等にそのような内容が含まれている場合、その内容は無効である。

第五十条 電子商取引経営者はユーザーに契約締結の手順、注意事項、ダウンロード方法等の事項を明晰、全面的かつ明確に告知し、かつユーザーが容易に、完全に閲覧、ダウンロードできることを保証しなければならない。

電子商取引経営者はユーザーが注文書を提出する前に入力ミスを訂正できることを保証しなければならない。

第五十一条 契約の対象が商品交付で、且つ宅配物流方式で交付される場合は、荷受人の受け取り時間を交付時間とする。契約の対象がサービスである場合は、生成された電子証明書又は実物証明書に記載された時間を交付時間とする。前記証明書に時間が記載されていないか又は記載時間が実際のサービス提供時間と一致しない場合は、実際のサービス提供時間を交付時間とする。

契約の対象がオンライン伝送方式で交付される場合、契約の対象が相手当事者の指定した特定システムに入りかつ検索・識別できる時間を交付時間とする。

契約当事者は交付方式、交付時間について別途取り決めがある場合は、その取り決めに従う。

第五十二条 電子商取引当事者は宅配物流方式で商品を交付すると取り決めることができる。

宅配物流サービスプロバイダは電子商取引に宅配物流サービスを提供するにあたって、法律、行政法規を遵守し、承諾したサービス規範と期限に適合しなければならない。宅配物流サービスプロバイダは商品を交付するにあたって、荷受人にその場で検査するよう注意しなければならない。他人に渡して代わりに受け取ってもらう場合は、荷受人の同意を得なければならない。

宅配物流サービスプロバイダは規定に従い環境に優しい包装材料を使用し、包装材料の減量化と再利用を実現しなければならない。

宅配物流サービスプロバイダは宅配物流サービスを提供する他、電子商取引経営者の委託を受けて代引きサービスを提供することができる。

第五十三条 電子商取引当事者は電子決済方式で代金を支払うと取り決めることができる。

電子決済サービスプロバイダは電子商取引に電子決済サービスを提供するにあたって、国の規定を遵守し、ユーザーに電子決済サービスの機能、使用方法、注意事項、関連リスク及び料金基準等の事項を告知しなければならない。不合理な取引条件を付加してはならない。電子決済サービスプロバイダは電子決済指令の完全性、一致性、追跡・検査可能性及び改竄不可能性を確保しなければならない。

電子決済サービスプロバイダはユーザーに照合サービス及び直近3年の取引記録を無料で提供しなければならない。

第五十四条 電子決済サービスプロバイダの提供した電子決済サービスが国の関連支払安全管理要求に適合せず、ユーザーに損失を与えた場合は、賠償責任を負わなければならない。

第五十五条 ユーザーは支払指令を出す前に、支払指令に含まれる金額、受取人等の完全な情報を確認しなければならない。

支払指令に誤りがあった場合、電子決済サービスプロバイダは直ちに原因を探し、関連措置を講じて是正しなければならない。ユーザーに損失を与えた場合、電子決済サービスプロバイダは賠償責任を負わなければならない。但し、誤った支払が自分の原因によらないことを証明できる場合を除く。

第五十六条 電子決済サービスプロバイダは電子決済の完了後、ユーザーに取り決めた方式に適合する支払確認情報を適時かつ的確に提供しなければならない。

第五十七条 ユーザーは取引のパスワード、電子署名データ等のセキュリティツールを適切に保管しなければならない。ユーザーはセキュリティツールの紛失、盗用又は許可を得ていない支払いを発見した場合、直ちに電子決済サービスプロバイダに通知しなければならない。

許可を得ていない支払いによる損失は、電子決済サービスプロバイダが負担する。電子決済サービスプロバイダは、許可を得ていない支払いがユーザーの過失に起因すると証明できる場合、責任を負わない。

電子決済サービスプロバイダは支払指令が許可されていないと発見したか、又はユーザーの支払指令が許可されていない通知を受けた場合、直ちに措置を講じて損失の拡大を防止しなければならない。電子決済サービスプロバイダは直ちに措置を講じていなかったことにより損失が拡大された場合、拡大された部分の損失に対し責任を負う。

第四章 電子商取引紛争の解決

第五十八条 国は電子商取引プラットフォーム経営者が電子商取引の発展と消費者権益の保護に有利な商品、サービス品質保障メカニズムを構築することを奨励する。

電子商取引プラットフォーム経営者とプラットフォーム内経営者が消費者権益保証金の設定について協議する場合、双方は消費者権益保証金の引当金額、管理、使用及び返還方法等について明確に取り決めなければならない。

消費者による電子商取引プラットフォーム経営者の先行賠償責任の負担及び電子商取引プラットフォーム経営者の賠償後のプラットフォーム内経営者に対する求償の要求は、「中華人民共和国消費者権益保護法」の関連規定を適用する。

第五十九条 電子商取引経営者は便利かつ効果的な苦情申立・通報メカニズムを確立し、苦情申立、通報方式等の情報を公開し、苦情、通報を適時に受理かつ処理しなければならない。

第六十条 電子商取引紛争は協議による和解、消費者組織、業界協会又はその他の法に従い設立した調停組織による調停の申請、関係部門への苦情申立、仲裁の申請又は訴訟の提起等の方式によって解決することができる。

第六十一条 消費者が電子商取引プラットフォームで商品を購入し、又はサービスを受けるにあたって、プラットフォーム内経営者と紛争が発生したとき、電子商取引プラットフォーム経営者は消費者による合法的権益の維持に積極的に協力しなければならない。

第六十二条 電子商取引紛争の処理において、電子商取引経営者は契約と取引記録の原本を提供しなければならない。電子商取引経営者が前記資料を紛失、偽造、改ざん、廃棄、隠匿し又はその提供を拒否することで、人民法院、仲裁機構又は関係機関が事実を究明できない場合、電子商取引経営者は相応の法的責任を負わなければならない。

第六十三条 電子商取引プラットフォーム経営者は、自由意志の原則に基づき、当事者の紛争を公平、公正に解決するよう、オンライン紛争解決メカニズムを確立し、紛争解決ルールを制定かつ公示することができる。

第五章 電子商取引の促進

第六十四条 国務院と省・自治区・直轄市人民政府は、電子商取引の発展を国民経済・社会発展計画に組み入れ、科学的かつ合理的な産業政策を制定し、電子商取引の革新的発展を促進しなければならない。

第六十五条 国務院と県級以上の地方人民政府及びその関係部門は、措置を講じ、グリーン包装、貯蔵、輸送を推進し、電子商取引のグリーン発展を推進しなければならない。

第六十六条 国は電子商取引のインフラと物流ネットワークの建設を推進し、電子商取引統計制度を整備し、電子商取引標準体系の構築を強化する。

第六十七条 国は国民経済の各分野における電子商取引の応用を推進し、電子商取引と各産業との融合発展を支援する。

第六十八条 国は農業生産、加工、流通等の段階におけるインターネット技術の応用を促進し、各種の社会資源の協力強化を奨励し、農村部における電子商取引の発展を促進し、正確なターゲティングに基づく貧困削減における電子商取引の役割を発揮する。

第六十九条 国は電子商取引の取引安全を守り、電子商取引のユーザー情報を保護し、電子商取引データの開発・活用を奨励し、電子商取引データの法による秩序的な自由流動を保証する。

国は措置を講じて公共データ共有メカニズムの構築を推進し、電子商取引経営者が法に従い公共データを利用するよう促進する。

第七十条 国は法に従って設立した信用評価機構が電子商取引信用評価を展開し、社会に電子商取引信用評価サービスを提供するのを支持する。

第七十一条 国はクロスボーダー電子商取引の発展を促進し、クロスボーダー電子商取引の特徴に適する税関、税収、出入国検査・検疫、支払決済等の管理制度を確立かつ健全化し、クロスボーダー電子商取引の各段階での利便性を高め、クロスボーダー電子商取引プラットフォーム経営者等がクロスボーダー電子商取引に倉庫・物流、通関申告、検査申請等のサービスを提供するのを支持する。

国は微小零細企業がクロスボーダー電子商取引に従事するのを支持する。

第七十二条 国の輸出入管理部門はクロスボーダー電子商取引の税関申告、納税、検査・検疫等の段階での総合サービスと監督管理体系の構築を推進し、監督管理プロセスを最適化し、情報共有、監督管理の相互承認、法執行連携の実現を推進し、クロスボーダー電子商取引に対するサービス及び監督管理効率を向上させる。クロスボーダー電子商取引経営者は電子証憑に基づいて国の輸出入管理部門で関連手続きを行うことができる。

第七十三条 国は異なる国や地域とのクロスボーダー電子商取引の交流・協力の構築を推進し、電子商取引国際ルールの制定に参加し、電子署名、電子身分等の国際相互承認を促進する。

国は異なる国や地域とのクロスボーダー電子商取引紛争の解決メカニズムの構築を推進する。

第六章 法的責任

第七十四条 電子商取引経営者は商品販売又はサービス提供にあたって、契約義務を履行せず、又は契約義務を取り決め通りに履行しなかったか、又は他人に損害を与えた場合、法に従い民事責任を負う。

第七十五条 電子商取引経営者が本法第十二条、第十三条の規定に違反し、関連の行政許可を得ず経営活動に従事したか、法律、行政法規で取引が禁止されている商品やサービスを販売、提供したか、又は本法第二十五条に規定する情報提供義務を履行しなかった場合、又は電子商取引プラットフォーム経営者が本法第四十六条の規定に違反し、集中取引方式で取引を行い、又は標準化契約取引を行った場合、関連法律、行政法規の規定に従い処罰する。

第七十六条 電子商取引経営者が本法規定に違反し、以下に掲げる行為のいずれかに該当する場合、市場監督管理部門は期限を定めた是正を命じ、1 万元以下の罰金に処することができる。その中の電子商取引プラットフォーム経営者に対し、本法第八十一条第一項の規定に従い処罰する。

(一) ホームページの目立つ位置に営業許可証情報、行政許可情報、市場主体登記を必要としない状況に該当する等の情報、又は上記情報のリンク標識を公示していなかった場合。

(二) ホームページの目立つ位置に電子商取引終了の関連情報を継続的に公示していなかった場合。

(三) ユーザーによる情報閲覧、訂正、削除及びユーザー登録抹消の方式、手続きを明示していなかったか、又はユーザー情報の閲覧、訂正、削除及びユーザー登録抹消について不合理な条件を設定した場合。

電子商取引プラットフォーム経営者が前項の規定に違反したプラットフォーム内経営者に対し必要な措置を講じていなかった場合、市場監督管理部門は期限内を定めた是正を命じ、2 万元以上 10 万元以下の罰金に処することができる。

第七十七条 電子商取引経営者は本法第十八条第一項の規定に違反して検索結果を提供したか、又は本法第十九条の規定に違反して商品、サービスを抱き合わせ販売した場合、市場監督管理部門は期限を定めた是正を命じ、違法所得を没収し、5 万元以上 20 万元以下の罰金に処することができる。情状が深刻な場合、20 万元以上 50 万元以下の罰金に処するを併科する。

第七十八条 電子商取引経営者は本法第二十一条の規定に違反し、消費者に保証金返還の方式、手続きを明示しておらず、保証金返還について不合理な条件を設定したか、又は適時に保証金を返還しなかった場合、関係主管部門は期限を定めた是正を命じ、5 万元以上 20 万元以下の罰金に処することができる。情状が深刻な場合、20 万元以上 50 万元以下の罰金に処する。

第七十九条 電子商取引経営者は法律、行政法規の個人情報保護に関する規定に違反したか、又は本法第三十条及び関連法律、行政法規で規定したネットワーク安全保障義務を

履行しなかった場合、「中華人民共和国ネットワーク安全法」等の法律、行政法規の規定に従い処罰する。

第八十条 電子商取引プラットフォーム経営者が以下に掲げる行為のいずれかに該当する場合、関係主管部門は期限を定めた是正を命じる。期限を過ぎても是正しなかった場合、2万元以上10万元以下の罰金に処する。情状が深刻な場合、休業整備を命じ、10万元以上50万元以下の罰金を併科する。

(一) 本法第二十七条に規定する審査、登記義務を履行しなかった場合。

(二) 本法第二十八条の規定に従い市場監督管理部門、税務部門に関連情報を送付しなかった場合。

(三) 本法第二十九条の規定に従い違法状況に対し必要な措置を講じなかったか、又は関係主管部門に報告していなかった場合。

(四) 本法第三十一条に規定する商品とサービス情報、取引情報の保存義務を履行しなかった場合。

法律、行政法規に前項に規定する違法行為の処罰について別途定めがある場合は、その規定に従う。

第八十一条 電子商取引プラットフォーム経営者が本法の規定に違反し、以下に掲げる行為のいずれかに該当する場合、市場監督管理部門は期限を定めた是正を命じ、2万元以上10万元以下の罰金に処することができる。情状が深刻な場合、10万元以上50万元以下の罰金に処する。

(一) ホームページの目立つ位置にプラットフォームサービス合意書、取引ルール情報又は上記情報のリンク標識を継続的に公示していなかった場合。

(二) 取引ルールの改正にあたってホームページの目立つ位置で公開的に意見を募集しておらず、規定した時間に従い事前に改正内容を公示していなかったか、又はプラットフォーム内経営者の退出を阻止した場合。

(三) 目立つ方式で直販売業務とプラットフォーム内経営者の展開した業務を区分、表示していなかった場合。

(四) 消費者にプラットフォームで販売する商品又は提供するサービスの評価ルートを提供しておらず、又は消費者による評価を無断で削除した場合。

電子商取引プラットフォーム経営者が本法第四十条の規定に違反し、検索連動型広告の商品又はサービスに対し目立つように「広告」と明記していなかった場合、「中華人民共和国広告法」の規定に従い処罰する。

第八十二条 電子商取引プラットフォーム経営者が本法第三十五条の規定に違反し、プラットフォーム内経営者のプラットフォームでの取引、取引価格もしくは他の経営者との取引等について不合理に制限し又は不合理な条件を付し、又はプラットフォーム内経営者から不合理な費用を取った場合、市場監督管理部門は期限内の是正を命じ、5万元以上50

万元以下の罰金に処することができる。情状が深刻な場合、50 万元以上 200 万元以下の罰金に処する。

第八十三条 電子商取引プラットフォーム経営者が本法第三十八条の規定に違反し、プラットフォーム内経営者による消費者の合法的權益の侵害行為に対し必要な措置を講じていなかったか、又はプラットフォーム内経営者に対し資格審査義務を果たしていなかったか、又は消費者に対し安全保障義務を果たしていなかった場合、市場監督管理部門は期限を定めた是正を命じ、5 万元以上 50 万元以下の罰金に処することができる。情状が深刻な場合、休業整備を命じ、50 万元以上 200 万元以下の罰金を併科する。

第八十四条 電子商取引プラットフォーム経営者が本法第四十二条、第四十五条の規定に違反し、プラットフォーム内経営者による知的財産権侵害行為に対し、法に従い必要な措置を講じていなかった場合、関係知的財産権行政部門は期限を定めた是正を命じる。期限を過ぎても是正しなかった場合、5 万元以上 50 万元以下の罰金に処する。情状が深刻な場合、50 万元以上 200 万元以下の罰金に処する。

第八十五条 電子商取引経営者が本法の規定に違反し、販売した商品又は提供したサービスが人身、財産安全保障の要求に適合せず、虚偽又は誤解を招く商業宣伝等の不正競争行為を実施し、市場支配的地位を濫用し、又は知的財産権侵害、消費者權益侵害等の行為を実施した場合、関連法律の規定に従い処罰する。

第八十六条 電子商取引経営者は本法に規定する違法行為がある場合、関連法律、行政法規の規定に従い、信用情報に記入し、かつこれを公示する。

第八十七条 法により電子商取引監督管理職責を負う部門の職員が職務を怠り、職権を濫用し、情実にとらわれて不正行為をしたか、又は職責履行過程において知った個人情報、プライバシー及び営業秘密を漏洩、売却又は不法に他人に提供した場合、法に従い法的責任を追究する。

第八十八条 本法の規定に違反し、治安管理条例違反行為を構成した場合は、法に従い治安管理処罰を与える。犯罪を構成した場合は、法に従い刑事責任を追究する。

第七章 附 則

第八十九条 本法は 2019 年 1 月 1 日より施行する。

出所：

2018年8月31日付け全国人民代表大会ウェブサイトを基にJETRO北京事務所で日本語仮訳を作成

http://www.npc.gov.cn/npc/lfzt/rlyw/2018-08/31/content_2060827.htm

※本資料は仮訳の部分を含みます。ジェトロでは情報・データ・解釈などをできる限り正確に記すよう努力しておりますが、本資料で提供した情報などの正確性についてジェトロが保障するものではないことを予めご了承下さい。